

平成 21 年度

第 2 回下水道 B C P 策定マニュアル（地震編）検討委員会
議事要旨

○既存の災害対応マニュアル等との関係について

- ・地方公共団体では、本マニュアルと類似した検討を行い、災害対応マニュアル等を作成している場合がある。このような場合に、B C P を新たに策定する必要があるのかを示す必要。

○許容中断時間と対応の目標時間について

（許容中断時間）

- ・優先実施業務の遅延に伴う社会的影響度合いを 5 段階で評価しているが、どこまでが許容される段階かを記載する。
- ・各優先実施業務における許容中断時間は、業務の完了が遅延した場合の影響度合いを示した推定値であるので、幅がある表現にする必要。
- ・発災直後に影響度がⅣになる業務がある等、少し厳しすぎる部分もあるので、精査する必要。

（B C P 検討における各種時間）

- ・許容中断時間、現状で可能な対応時間、対応の目標時間の関係を記載する。

（公表について）

- ・地方公共団体が B C P を策定した場合、一般的に公表するのは許容中断時間か、対応の目標時間なのかを記載する。
- ・「対応の目標時間」の“公約”という表現が厳しすぎるのではないか。

○PDCAの重要性等について

（PDCAの重要性）

- ・下水道 B C P が、PDCA サイクルを通して、レベルアップを図っていくものであることを強調すべき。

（非常時対応計画）

- ・住民からの問い合わせ対応は、発災後、数時間以降からではないか。

（事前対策計画）

- ・ 発災時に民間企業に作業をお願いする場合の財政的措置や契約方法等を予め定めておくことが重要。民間企業等との協定のサンプル版等を示す必要。
- ・ 民間企業は複数の部局や複数の自治体と災害協定を結んでいるので、下水道に配分されるリソースは限定される。事前対策として部局間の調整が重要。
- ・ 発災後の市民から情報収集では、重要な下水道施設の近傍に居住している職員・OB等の活用が有効ではないか。

（優先実施業務）

- ・ 優先実施業務に「災害対策本部の立上」とあるが、地方公共団体全体のものか、下水道部局のものを記載する。

○今後の予定について

- ・ 次回の第3回委員会を最終とする。開催時期は9月下旬～10月上旬の予定。